

## 千葉県介護の未来案内人委嘱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県介護の未来案内人事業において、若い世代へ介護職の魅力を情報発信し、介護への理解を深め、就業促進に資する活動を行う者（以下「案内人」という）の委嘱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 案内人は、県内介護事業所等に在職する20代から40代の介護職員のうち、次の各号に定めるいずれかに該当する者とし、知事が委嘱する。

- (1) 千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会委員から推薦のあった者
- (2) その他、知事が適当と認める者

### (選考)

第3条 案内人の選考を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 推薦書（第1号様式）
- (2) 履歴書（JIS規格に準拠するもの）

※一度履歴書を知事に提出した者については、履歴書の提出は不要とする。

### (委嘱期間)

第4条 案内人の委嘱期間は、委嘱開始の日から当該会計年度の末日とする。

### (活動内容)

第5条 案内人は、介護職の魅力の情報発信及び理解を深めることを目的に、主に次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 県内学校等を訪問し、生徒・学生へ介護職の魅力・やりがいの情報発信
- (2) SNS等を活用した、介護の仕事の魅力などの情報発信
- (3) その他、知事が適当と認める活動

### (報酬等)

第6条 案内人に対しては第5条に掲げる活動1回につき、次に定める額を支給する。

|     |              |                            |
|-----|--------------|----------------------------|
| (1) | 第5条第1号における報酬 | 5,000円／1回訪問                |
| (2) | 第5条第2号における報酬 | 500円／1回投稿<br>※1人上限12回までとする |
| (3) | 第5条第3号における報酬 |                            |
|     | 活動時間         |                            |
|     | 1時間以上4時間未満   | 5,000円／1回                  |
|     | 4時間以上        | 10,000円／1回                 |
| (4) | 上記活動における交通費  | 片道2,000円を上限とする実費／1回        |

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

推 薦 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

千葉県福祉人材確保・定着  
〇〇地域推進協議会  
委員 〇〇 〇〇

連絡先：

令和 年度介護の未来案内人事業における案内人について、下記の者を推薦します。

記

|         |                                    |  |
|---------|------------------------------------|--|
| ふり<br>氏 | がな<br>名                            |  |
|         |                                    |  |
| 年 齢     | 満 歳                                |  |
| 勤 務 地   | 住 所：<br>事業所名：<br>電話番号：<br>メールアドレス： |  |
| 介護経験年数  | 年                                  |  |

※履歴書の添付をお願いします。

（前年度から再任予定で、既に履歴書を御提出いただいた方については  
添付不要です。）